

令和4年度史跡御所ヶ谷神籠石保存整備工事

設 計 図

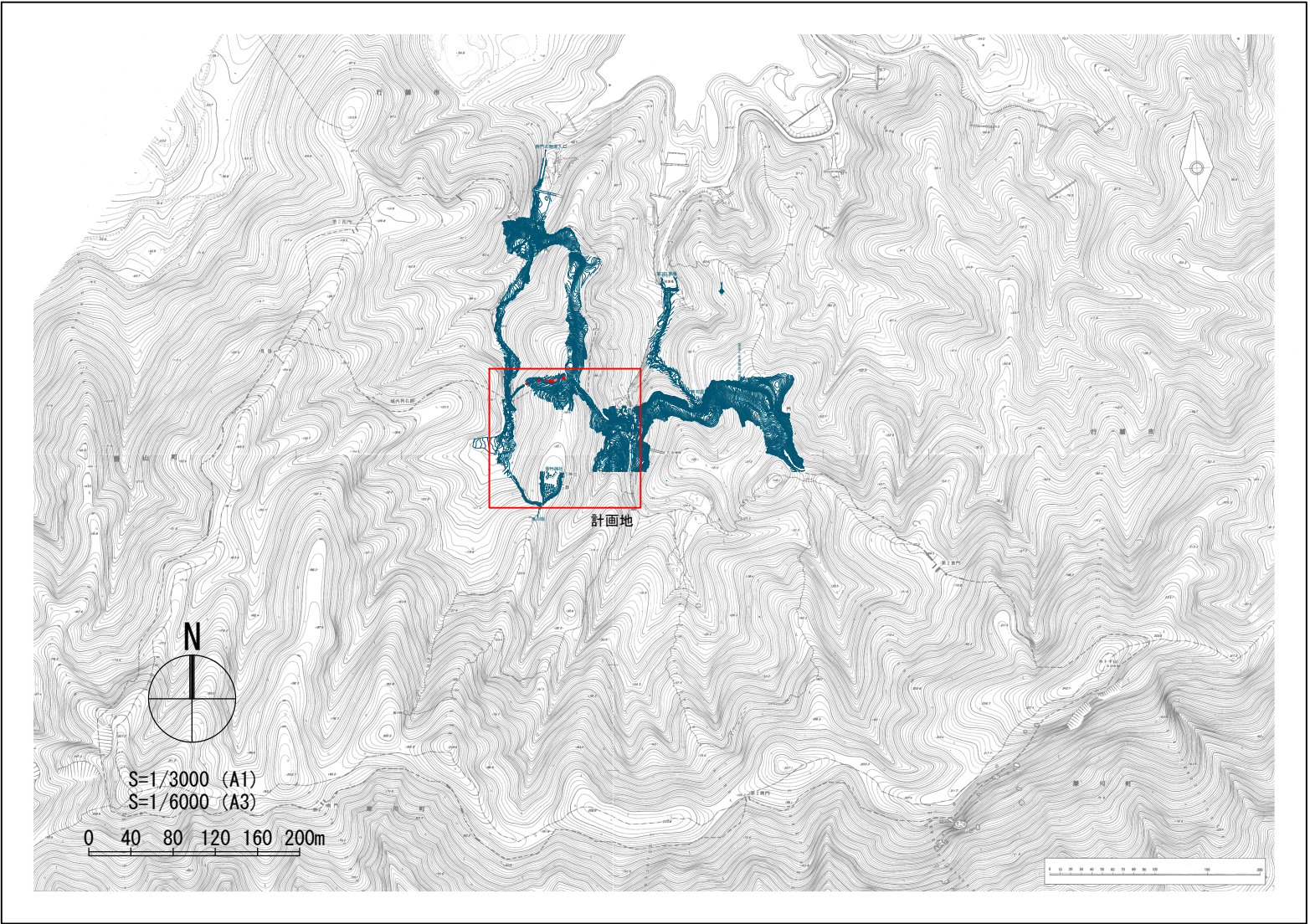
令和4年3月

行 橋 市

図面目録・位置図

図面目録

番号	図面名称	縮尺(A1)	備考
	目録・位置図	—	
	特記仕様書	—	
01	全体計画平面図	1/3000(配置図)	
02	園路AB詳細平面図	1/100	
03	園路C詳細平面図	1/100	
04	園路B縦断図	1/100(H/V)	
05	園路C縦断図	1/100(H/V)	
06	詳細図01	図示	
07	詳細図02	図示	
08	詳細図03	図示	



- 1.工事名称: 令和4年度史跡御所ヶ谷神籠石保存整備工事
- 2.工事場所: 福岡県行橋市津積
- 3.史跡御所ヶ谷神籠石の指定面積及び整備面積:
- ・国指定面積 ・ ・ ・ ・ ・ 442,475㎡
- 4.工事期間 令和4年8月～令和5年1月

I .工事共通仕様書

1.用語の定義

指示、承諾、協議とは、次の定義による。

- 1)指示とは、発注者(担当者を指す、以下同様)側の発議により監理者が請負者に対し、
発注者及び監理者の事業に関する方針、基準を示し実施させることをいう。
- 2)承諾とは、請負側の発議により請負者が監理者に報告し、監理者及び発注者が了解することをいう。
- 3)協議とは、発注者及び監理者と請負者が対等の立場で合議することをいう。

2.施工体制

- 1)請負者は、現場代理人を選任し、常駐させなければならない。
- 2)請負各者は、(共通の)現場事務所を設置しなければならない。

3.実施工程表

- 1)請負者は、契約書に基いて提出した工程表により、実施工程表を作成し監理者に提出しなければならない。
- 2)実施工程表について、監理者が特に指示した場合はさらに細部の実施工程表を提出しなければ ならない。

4.施工計画

- 1)工事実施に先立ち、請負者は施工計画書を提出しなければならない。
施工計画書には、次の事項を記載するものとする。
- a) 現場組織表 b) 主要機械 c) 主要資材 d) 施工方法
- e) 施工管理(品質、出来形、工程) f) 緊急時の体制 g) 安全管理
- 2)現行の施工計画に変更が生じた場合は、監理者と協議し必要に応じて変更計画書を提出しなければならない。

5.工事測量

- 1)測量の結果、設計図書と現地に差異が生じた場合は、すみやかに監理者と協議するものとする。
- 2)工事に必要な丁張は、請負者が設置し監理者から検査を指示されたものは、検査を受けなければならない。

6.施工図

- 1)請負者は、施工に当り細部のレベル計画、各部の取合を明確にするために、施工図を作成し、
監理者の承諾を得なければならない。
- 2)工事の性質上当然必要なものが発生した場合、請負者は、施工図あるいは資料を基に監理者に
申し出て、設計変更その他の指示を受け必要な処置を講じなければならない。

7.施工検査

下記の事項に関しては、監理者に申しでて発注者の検査あるいは、承諾を受けなければ、
次の作業を進めてはならない。

位 置 出 し :遺構位置の確認

造 成 工 :切土となる部分は、事前の遺構調査を受ける(指定地内の切土は原則不可)

材 料 検 査 :主要材料の搬入時

8.使用材料承諾願

請負者は、使用材料に関しては、使用に先立ち承諾願を監理者に提出すること。

- ・二次製品
- ・盛土材
- ・舗装材
- ・木材(階段材)
- ・基礎碎石・コンクリート
- ・その他監督者が指示する材

9.施工管理

- 1)監理者が、出来形及び品質の確認のために資料の提出を要求した場合は、その指示に従わな
なければならない。
- 2)請負者は、工事月報を提出しなければならない。

10.補足事項

当事業の事務連絡系統は下図による。



※尚、協議・承諾・指示・報告は、発注者・監理者・施工者とも書面をもって対処する。
電話の口頭対処は行わず、やむを得ない場合もFAXでの対処とする。
又、本業務において監理者から施工者への協議要請、内容承諾、指示などが書面をもって
なされ、回答なき場合は発注者へその旨報告を行い、発注者に必要な対処を委ねる。

II .整備工事に際して

1.総 則

- 1)修理工事対象地は、昭和28年11月14日国指定史跡となっている。また、平成10年10月9日には
追加指定を受けている。この為、工事においても文化財保護法に準じて行う。
- 2)工事に関しては、発注者および監理者の指示に従うこと。

2.細 則

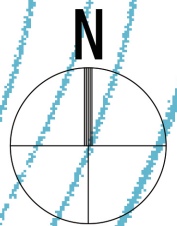
- 1)保存・整備に際して、特に監理者が指示する工種については、別途の場所にて試験施工を行い、
発注者・監理者の指導を受けた内容で施工図を作成し、現地での施工に対応する。
- 2)現場代理人は、指定地内の工事を行う場合は必ず現地に常駐する。
- 3)現場代理人は、発注者・監理者と定例の工程会議を開催するに当り、毎月初めの週には、
月間工程表に前月の出来高と、当月の工事内容の予定を示した資料を作成し、監理者に事前に提出する。、
その他の週では、週間の工程表に前週の出来高と当週の工事予定を示した資料を作成し、
監理者に事前に提出する。会議の終了後直ちに議事録を作成し、監理者に提出する。
- 4)現場代理人は、工事の内容で監理者より訂正を指示された場合、訂正場所の訂正前と訂正後の
写真をセットとして提出する。
- 5)工事用進入路については、事前に発注者・監理者と協議を行う。
また、公園利用者及び地元車両優先とする。
- 6)「工事関係車両入口」看板と「工事説明看板」を設置すること。
- 7)現場事務所(プレハブ建物)、仮設トイレの設置位置及び工事関係者駐車場の位置については、
監理者より別途指示する。
- 8)工事の施工にあたっては、関係官公署、周辺住民、施設利用者等交渉を要する場合、また、
交渉を受けた場合は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと。
- 9)地元住民への配慮について
工事の施工にあたっては、工事全般にわたって、施設利用者、通行車両、及び施設等に被害を与える
ことのないよう安全確保を最優先にするとともに、作業方法や市民への言葉遣い等に留意し、常に誠意を
持って丁寧に接しなければならない。また、通勤、通学時間等、作業時間帯を考慮し作業を行うこと。

※要現地確認

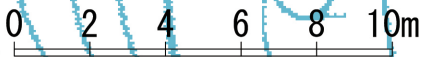
重機等の進入は図面01の★地点(標高約 80m)
までしかできません(幅員 2 m)。
そこからの施工は史跡保全のため、人肩運搬、
人力で掘削等になることをご承知おきお願いします。

工事名	令和4年度史跡御所ヶ谷神籠石保存整備工事		
図面名	特記仕様書		
縮 尺	—	図面番号	—
事業者名	—		

園路B 詳細平面図



S=1/100 (A1)
S=1/200 (A3)



園路整備B L=30.4m
高低差 :6.4m (▼112.5~▼118.9)
木製階段:30段(W1000)
土系舗装 A=56.5m2 (48.7m2x斜面比1.16)

土舗装範囲
W1,201.2内外
木製階段
W1,000
水路底
W150内外

T-1~T-7、C4tr:遺構調査トレンチ

工事名	史跡御所ヶ谷神籠石園路整備工事		
図面名	園路B詳細平面図		
縮尺	S=1/100 (A1) S=1/200 (A1)	図面番号	02/08
事業名	—		